

## 第2節

SECTION 2

## 国民と自衛隊を結ぶ活動

Defense of Japan

自衛隊は、新防衛大綱に示された主要な役割のほかに、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、国民とかかわる分野で、民生支援として、その組織、装備、能力を生かした様々な協力活動を行い、国民生活の安定の一翼を担っている。これらは、国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めるものでもあり、相互の協力、連携の意識を育むとともに、防衛基盤の充実・強化に寄与している。また、これらの活動は、隊員に日頃から国民生活に役立っているという誇りと自信を与えている。

本節では、国民とかかわりの深い市民生活の中での活動、国民からより一層の信頼と協力を得るために行っている防衛庁・自衛隊の広報活動、公正で民主的な行政の推進に資する情報公開の状況などについて説明する。

## 1 市民生活の中での活動

## 危険物の処理

不発弾は、今日なお、全国各地で土地開発や建設工事などの際に発見されている。

陸上自衛隊（陸自）は、地方公共団体などの要請を受けてその処理に当たっている。昨年度の処理実績は、件数2,560件（平均すれば週約49件）、量にして約146トンである。特に、沖縄県での処理量は、約55トンと全国の処理量の約36%を占めている。



海中より発見された先の大戦の機雷

また、海上自衛隊（海自）は、第2次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海を行ってきた。この結果、危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了（約99%完了）した。現在は、地方公共団体などの要請を受けて爆発性の危険物の除去や処理に当たっており、昨年度の処理実績は、機雷2個を含む32,153個（平均すれば週約618個）、量にして約100トンである。

なお、発見された不発弾が化学弾である場合には、自衛隊は基本的には処理する能力はないが、昨年6月から、福岡県苅田町で実施したように化学弾の識別、信管の有無の確認など可能な範囲で協力している。

## 医療面での活動

防衛医科大学校<sup>1</sup>（埼玉県所沢市）では、医学の教育・研究に役立てるための病院が設置されている。ここでは、広く一般の市民の診療も行うほか、第3次救急医療施設である救命救急センター<sup>2</sup>が運営されており、地域医療にも役立っている。また、自衛隊は、全国16か所に自衛隊病院<sup>3</sup>を設置するとともに、師団、地方隊、方面隊などの主要部隊にも衛生部隊を保有しており、医療を含む各種衛生機能を持っている。さらに、地方公共団体などからの要請があれば、これらを活用し、災害発生時の救急医療、防疫などにも努めている。

調査研究の分野では、陸自開発実験団部隊医学実験隊（東京都世田谷区）、海自潜水医

1) 本章1節1（p288）参照

2) 重傷や重体、危篤疾病者の医療を行うための施設

3) 自衛隊病院の一部では、広く一般市民の診療も行い地域医療に貢献している。

学実験隊（神奈川県横須賀市）、空自航空医学実験隊（東京都立川市）が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を行っており、また、防衛医科大学校防衛医学研究センター（埼玉県所沢市）では、救命・救急医学に関する研究などを行っている。これらの部隊などは大学や研究機関などの要請に応じ、講師を派遣するなどして、長年培った知識・技術を社会に提供している。



防衛医科大学校（全景）

### 運動競技会に対する協力

自衛隊は、関係機関から依頼を受け、任務遂行に支障を生じない限度において、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力している。このほかにも、マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを行っている。

### 教育訓練の受託など

自衛隊は、その特性上、特殊な技術や教育訓練施設を有していることから、部外から教育訓練の依頼を受けた場合、任務遂行に支障を生じない限度において、自衛隊員以外の者に対する教育訓練を行っている。

具体的には、警察、海上保安庁や消防職員に対するレンジャーの基礎的な訓練、水中における捜索や救助法、化学災害などへの対処要領の教育、警察や海上保安庁の職員に対する航空機の操縦訓練である。また、防衛研究所や防衛大学校研究科<sup>4</sup>では、民間企業や他省庁などの職員の教育を受託している。

<sup>4</sup> 本章1節1（p288）参照

### 輸送業務

自衛隊は、関係省庁などからの依頼に基づき、陸・海・空自衛隊のヘリコプターや政府専用機などにより、国賓や内閣総理大臣などの輸送を行っている。

さらに、厚生労働省が行う硫黄島<sup>5</sup>戦没者の遺骨収集などに対する輸送の支援なども行っている。

<sup>5</sup> 小笠原諸島南端に位置し、先の大戦において激戦が繰り広げられた島



多用途支援機（U-4）で硫黄島に到着した  
小泉総理（本年6月）



慰霊碑前で黙礼する小泉総理

なお、終戦60年目に当たる本年は、厚生労働省の主催で硫黄島において「硫黄島戦没者追悼式」が行われ、自衛隊は、小泉総理をはじめ遺族や政府関係者など約100名の輸送などの支援を行った。

また、政府専用機については、天皇・皇族の外国ご訪問の際に使用されるほか、内閣総理大臣が国際会議に出席する際などにも使われている。

### 国家的行事での礼式など

自衛隊は、国家的行事などにおいて天皇・皇族、国賓などに対して儀じょう、と列、礼砲<sup>れつぱう</sup>などの礼式を行っている。諸外国からの国賓に対する歓迎式典などにおける儀じょうや礼砲は、国際儀礼上欠くことのできないものである。

6) 儀じょう：国としての敬意を表するため、儀じょう隊が銃を持って敬礼などを行うこと  
と列：路上に整列し、敬礼をすること  
礼砲：敬意を表するために大砲などで空包を撃つこと



愛・地球博開会式に参加する陸自中央音楽隊

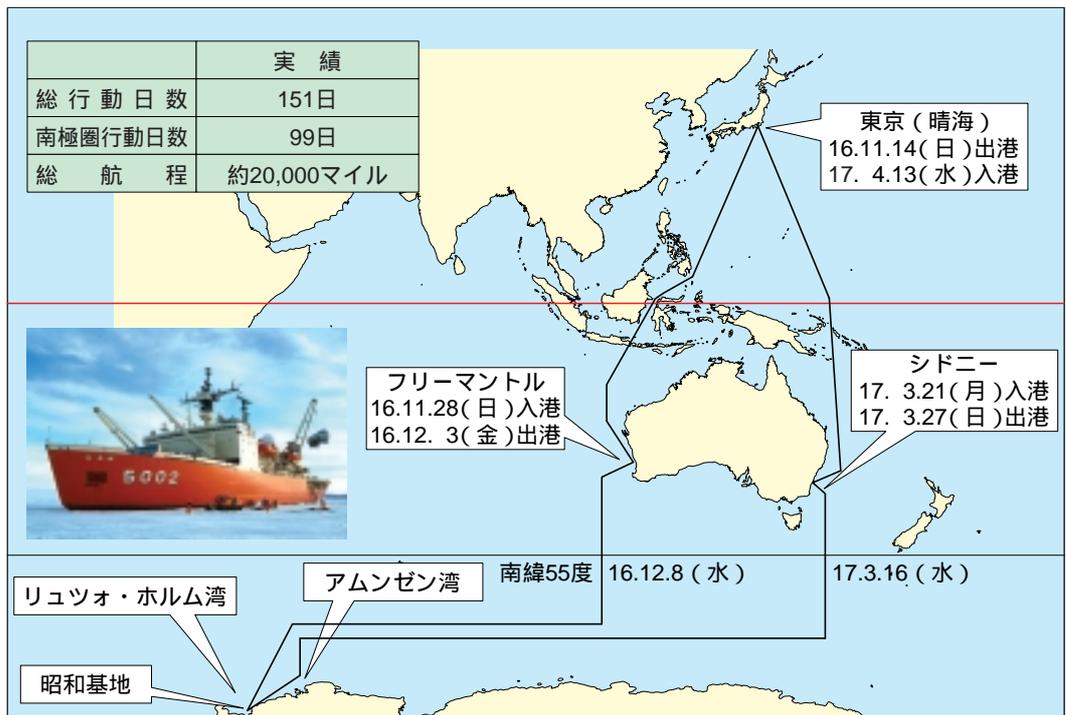
### 南極地域観測への協力

防衛庁は65（昭和40）年の第7次観測から砕氷艦の運航などの協力を行っている。

昨年11月から本年4月までの第46次観測支援では、砕氷艦「しらせ」が、観測隊員や物資約1,000トンの輸送を行ったほか、観測隊が計画する海洋観測、定常観測、研究観測について艦上観測支援などを行い、わが国の南極地域観測事業において大きな役割を果たした。

その総航行距離は、約2万マイルにも及んだ。砕氷艦「しらせ」は就役から22年目を

#### 第46次南極地域観測「しらせ」行動図



迎え、各所に老朽化が見られることから、氷海と南極海域の厳しい自然環境を考慮して、政府は、後継艦とヘリコプターを整備することとした。

### その他の協力

このほか自衛隊は、気象庁の要請による航空機での火山観測や北海道沿岸地域の海氷観測など各種の観測支援、放射能対策本部の要請による高空の浮遊塵<sup>ふゆうじん</sup>の収集や放射能分析、国土地理院の要請による地図作製のための航空測量などの支援を行っている。さらに、訓練の目的に適合する場合には、国や地方公共団体などの委託を受け、土木工事なども行っている。



海自次期砕氷艦（イメージ図）



雪祭り支援を行う陸自隊員（真駒内会場<sup>7</sup>）



流水観測支援を行う海自哨戒機（P-3C）

## 2 様々な広報活動

イラクにおける人道復興支援活動、インド洋での協力支援活動、ゴラン高原における国際平和協力業務、スマトラ沖島を中心とした国際緊急援助活動、新潟県中越地震への災害派遣など、自衛隊の活動の場の広がりに伴い、国民の防衛に対する関心も高まり、自衛隊に対する意識も変化している。防衛庁・自衛隊の広報も、変化する国民の意識やニーズを踏まえつつ、自衛隊の実態がより理解されるよう努めている。

昨年は、防衛庁・自衛隊50周年の節目に当たり、50周年を記念した観閲式や音楽まつりなど様々なイベントを行った。

### マスメディアなどによる広報

防衛庁・自衛隊は、情報量が多く双方向性の通信が可能なインターネットによる情報提供・意見聴取<sup>1</sup>、広報ビデオの作成、街頭大型スクリーンでの上映<sup>2</sup>を行うなど、マルチメディアを活用した広報に取り組んでいる。特に防衛庁ホームページへのアクセス件数は月約25万件に上り、国民の防衛庁・自衛隊の活動に対する関心の高さを示している。

また、防衛諸施策や自衛隊の活動などを説明したパンフレットの作成<sup>3</sup>、報道機関への取材協力など自衛隊や防衛に関する正確な知識の普及、情報の提供に努めている。さら

7) 真駒内会場における陸上自衛隊の「さっぽろ雪祭り」支援は、40年にわたって実施されたが、昨年度をもって終了した。

1) 防衛庁ホームページ  
<http://www.jda.go.jp>  
陸・海・空自衛隊ホームページなどへのリンクも掲載

2) 昨年度、都内各所などにおいて陸・海・空自衛隊のイメージビデオを放映した。

3) 防衛庁ホームページ「広報パンフレット」のページを参照  
<http://www.jda.go.jp/j/library/pamphlet/index.html>  
希望者には郵送を行っている。

に、国民に対してより正確な情報をより迅速かつ適切に広報するため、昨年3月に、内部部局、統合幕僚会議、陸・海・空各幕僚監部に報道担当官を置くとともに、本年4月から内部部局に報道官を新設し、自ら記者会見を行うなど、国民に対する説明責任を負っている防衛庁として、報道機関に対する情報発信の強化を図っている。なお、イラク人道復興支援に係る活動についても、自衛隊の活動や現地のイラクの方々の評価などを説明した広報ビデオやパンフレットを作成し、国民に対する知識の普及に努めている。

## イベント・施設などによる広報

防衛庁・自衛隊は、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動も行っている。この活動には、毎年富士山麓<sup>さんろく</sup>で行われる陸自の総合火力演習や、各地での海自の護衛艦による体



観閲台前を通過する陸自戦車部隊（90式戦車）



体験入隊を支援する空自隊員

験航海、空自の基地航空祭での航空機の展示飛行などがある。また、防衛庁・自衛隊は、自衛隊記念日行事として、自衛隊音楽まつり<sup>4</sup>や観閲式<sup>かんえつしき</sup>、観艦式<sup>かんかんしき</sup>、航空観閲式などを行っている。昨年は、防衛庁・自衛隊が発足して50周年を迎えたことから、「防衛庁・自衛隊50周年記念音楽まつり」を、在日米陸軍軍楽隊、豪州陸軍軍楽隊の参加を得て日本武道館で開催し、延べ約4万3,700人が来場した。

観閲式などについては、96（平成8）年以来、陸・海・空自衛隊が交互に主担当となって、観閲式、観艦式、航空観閲式を行い、自衛隊の装備や訓練の成果を国民に紹介している。昨年は、陸自が防衛庁・自衛隊50周年記念観閲式を行い、約2万2,000人が来場した<sup>5</sup>。また、今年は、空自の担当による航空観閲式を計画している。

全国に所在する駐屯地や基地では、部隊の創立記念日などに、装備品の展示や部隊見学、航空機への体験搭乗、音楽隊によるコンサートを行う<sup>6</sup>ほか、広報館や史料館などの施設<sup>7</sup>を公開している。防衛庁本庁が所在する市ヶ谷地区（東京都新宿区）では、市ヶ谷台ツアー<sup>8</sup>を行い、極東国際軍事裁判（東京裁判）の法廷や旧陸軍大臣室（前陸自東部方面総監室）として使用された施設などを移設復元した市ヶ谷記念館、慰霊碑地区（メモリアルゾーン）、広報展示室などを公開している。

## 体験による広報

自衛隊は、民間企業などからの依頼を受け、体験入隊を行っている。これは、自衛隊の駐屯地や基地に2～3日間宿泊し、隊員と同じような日課で自衛隊の生活や訓練を体験するものである。昨年度の体験入隊者は、約2万6,000人（延べ約5万8,000人/日）にのぼる。体験入隊に参加した人からは、部隊における規律正しい行動や厳しい訓練の一

4) 各自衛隊の音楽隊、儀仗隊、防衛大学校学生などが出演する音楽イベント。毎年11月頃開催

5) 総合予行を合わせると約4万人が来場した。

6) イベント情報については、防衛庁、陸・海・空自衛隊ホームページ及び各部隊のホームページからのリンク参照

7) 主要な施設としては、市ヶ谷記念館のほか、陸自広報センター（朝霞）（東京都練馬区）、海自佐世保史料館（長崎県佐世保市）、海自鹿屋史料館（鹿児島県鹿屋市）、空自浜松広報館（静岡県浜松市）がある。（巻末参照）イベント情報  
<http://www.jda.go.jp/j/events/index.html>

8) 本年5月末現在、約13万7,400人が来訪  
見学ツアーの問い合わせ先：防衛庁長官官房広報課  
電話番号 03-3268-3111（内線21904又は20303）

端に直接触れ、普段の生活では得ることのできない貴重な経験をしたとの声が数多く寄せられている。

また、青少年、大学生、女性をそれぞれ対象とした自衛隊体験ツアー<sup>9)</sup>なども行っている。

特に、防衛問題への関心度が低い女性層を対象とした広報活動として、20代の女性を主対象とした宿泊を伴う隊内生活体験（通称「パセリちゃんツアー」）を93（同5）年から年1回実施しており、さらに、この実施成果を踏まえ、対象年齢を限定せず、幅広い年齢層の女性がより輕易に参加ができるよう、本年3月、「女性のための1日自衛隊見学」を初めて行った。

## 隊員による広報

隊員は、市民や地方公共団体などが主催する様々な行事に参加するなど、地域社会に溶け込むよう努めている。さらに、多くの隊員が、個人的にスポーツ競技の審判や指導員<sup>10)</sup>を引き受けるなどして、地元の人々との交流を深めている。また、全国に所在する駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放している。

## 新たな取組

今まで説明してきた色々な広報手段に加えて、最近では、例えば、大学の安全保障講座に自衛官がパネラーとして参加し、学生と意見の交換を行ったり、また、任務を完遂してイラクより帰国した部隊長、自衛隊地方連絡部長<sup>11)</sup>などによる大学や地域における講演の開催など、わが国の安全保障論議の高まりともあいまって、国民の新たなニーズに応えている。



漕艇訓練を体験する女性ツアー参加者（横須賀）



平城遷都祭に参加する空自幹部候補生（奈良市朱雀門）

9) 陸・海・空自衛隊の生活を体験するなどのツアー（ツアー情報は、前述のイベント情報アドレスを参照）

10) 例えば、自衛隊隊員で構成するサッカーチーム厚木マーカス（関東サッカーリーグ1部）のメンバーは、サッカー指導も行っている。

11) 本章3節1（p324）参照

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

## 部外映画などへの撮影協力

防衛庁・自衛隊では、テレビや新聞などの取材協力のほかにも、部外製作映画などに対する撮影協力の要請を受けた場合、その映画などが広報上相当の効果があり、かつ、他の業務に著しい支障を及ぼさないと認められるときに限り、防衛庁長官の承認を得て所要の協力を行うこととしている。

昨年度から今年度にかけて、映画2本（「戦国自衛隊1549」、「亡国のイージス」）、テレビドラマ「夢で逢いましょう」の撮影に協力した。



六本木ヒルズ（陸自）



横須賀沖（海自）



三沢基地（空自）



防衛庁（市ヶ谷）

### 3 情報公開制度の適切な運用

1) 正式名称は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」

行政機関情報公開法では、防衛庁と防衛施設庁がそれぞれ個別に情報公開にかかわる業務を行うよう規定されている。

なお、02（平成14）年には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」が施行された。

2) 資料59（p409）参照

行政機関情報公開法<sup>1</sup>は、行政機関の保有する情報の一層の公開を図ることで政府の諸活動を国民に説明するとともに、国民的的確な理解と批判の下に公正で民主的な行政の推進に資することを目的としており、防衛庁・自衛隊は、同法に基づき業務を行っている。

防衛庁では、01（平成13）年の行政機関情報公開法の施行以来、防衛庁本庁（市ヶ谷）と全国7か所の自衛隊地方連絡部の合計8か所に情報公開窓口を設置し、保有する行政文書について、開示請求書の受付や開示の実施<sup>2</sup>などを行っている。防衛施設庁において

も、本庁、各防衛施設局と各防衛施設支局の合計12か所に情報公開窓口を設置し、同様の業務を行っている。

なお、防衛庁・自衛隊では、02（同14）年5月の情報公開開示請求者リスト事案を踏まえ、再発防止策<sup>3</sup>を着実にやっている。

## 4 個人情報保護制度の適切な運用

社会が高度に情報化し、利便性が増す一方で、個人情報の不正な取扱いに起因する個人の権利利益の侵害が社会問題化していることを受け、03（平成15）年に個人情報保護法<sup>1</sup>を中心とする個人情報保護法制が整備された。

国の行政機関などの公的部門においては、行政機関電子計算機個人情報保護法<sup>2</sup>を全部改正した行政機関個人情報保護法<sup>3</sup>が本年4月1日から施行された。同法においては、従来の電子計算機処理に係る個人情報のみならず、行政文書に記録されたすべての個人情報について、行政機関による取扱いが規定されるとともに、その実効性を確保するため、本人関与の制度として個人情報の開示、訂正及び利用停止の制度が規定されている。

防衛庁においては、行政機関個人情報保護法の施行に伴い、個人情報の安全確保などのための措置を講ずるとともに、個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続を整備した。また、防衛庁本庁（市ヶ谷）と全国7か所の自衛隊地方連絡部の合計8か所に個人情報保護窓口を設置し、開示、訂正及び利用停止の各請求書の受付や開示の実施などを行っている。防衛施設庁においても、本庁、各防衛施設局と各防衛施設支局の合計12か所に保有個人情報開示などの窓口を設置し、同様の業務を行っている。

3) 再発防止策  
個人情報に関する教育研修（各種研修などにおける個人情報保護の周知徹底）  
個人情報保護のチェック体制の充実（情報公開検査官による開示請求者の個人情報の取扱いに関する検査の実施）  
情報公開業務手続の改善（不必要な個人情報の伝達は行わない。）

1) 正式名称は「個人情報の保護に関する法律」  
個人情報保護法では、官民通じた基本的な枠組みと民間部門の個人情報取扱い事業者に対する一般法としての規律を定めている。

2) 正式名称は「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」

3) 正式名称は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

行政機関個人情報保護法では、防衛庁と防衛施設庁がそれぞれ個別に個人情報保護に係る業務を行うよう規定されている。

なお、行政機関個人情報保護法の施行日と同日に「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行された。